

第23回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午後2時00分から午後4時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	10	倉田 一良
委員	1	小倉 剛	委員	11	中川 講一
委員	2	瀧井 和雄	委員	12	伴 慎也
委員	3	川村 克己	委員	13	寺田 勝典
委員	4	西田 くみ子	委員	14	林 廣美
委員	5	山下 年数	委員	15	福永 甚藏
委員	6	葛原 準子	委員	16	林田 清光
委員	8	森地 隆照	委員	17	服部 嘉子

5. 欠席委員 1名

役職名	議席番号	氏名
委員	7	吉田 新太郎

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席11番 中川 講一 委員

議席12番 伴 慎也 委員

8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第109号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第110号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第111号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第112号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

○議案第113号 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
及び「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につ
いて

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告及び協議事項

○会長報告事項

○副会長報告事項

○広報編集委員会報告事項

○女性農業委員報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐（農地係長） 田中 克司

農政係長 谷川 智彦

10. 会議の概要

事務局長 第23回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 それでは、開会にあたりまして北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・農業視点での平成時代のふりかえりと最近の農政の動き
・最近の農政の動き
・農地利用最適化推進委員会およびブロック会議

事務局長 ありがとうございます。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは、私の方で議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は議席7番 吉田新太郎委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、本総会の出席委員は18名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名いたします。議席順に、議席11番 中川講一委員と、議席12番 伴慎也委員を指名いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第109号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
まず、3条調書、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第109号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。
これは耕作を目的とした農地の権利の設定・移転でございます。
今月の申請は1件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
申請地3番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページから2ページとなります。申請地は、土山地域市民センターから北西方向約1.0キロメートルの農業振興地域内農用地であります。
申請理由について説明いたします。譲渡人は現在大津市にお住まいであり、維持が行えないことから、近隣地に本社を構える譲受人が保全管理を行ってこられました。今回、譲受人に相談されたところ、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。譲受人は現在、土山町北土山地先で水稻及び野菜を耕作されておりますが、申請地では柿や栗など果樹栽培される予定であります。
申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。
整理番号3番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 ただ今上程されております、3条調書3番について事務局より説明されましたが、私の方から調書を説明させていただきます。
譲渡人は土山町南土山出身で、現在大学病院の医師として勤務されておられます。また住まいは津市内です。土山を離れて約60年ほど経過をし、この圃場があることは知っておられますが、現場にはほとんど行かれたことがないようであります。したがって、譲受人の親の代から現在まで草刈等され管理をされておられます。また当該地は水利が悪く、日照も十分でなく、水田としての耕作は適地でなく、不耕作地となって久しいのであります。今回譲受人が今後のことを思い、この土地を買い受け、柿・栗等を植栽し、農地として活用する旨相談されたところ、譲渡人との話が成立し、地元の農業改良組合長のお認めもいただいております。最適化推進委員さん、そして私とともに現場状況を確認し、現状より改善されると確信し、また近隣の農地にも迷惑とならないことであり、許可相当であると判断しました。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。
- 事務局 綾戸推進委員の意見書について、朗読させていただきます。
当案件につきましては、ここ数年に渡って不耕作地となっており、草刈のみ年2、3回シルバー人材センターに委託されているのが現状で、今後の管理にも苦慮していたところであります。そこで近所に住む譲受人がこの後耕作をしてもいいということとなり、売買されることとなりました。遊休農地の減少にもなり、非常にありがたい話でもあると思いますので、その旨報告いたします。以上でございます。
- 議 長 ただ今、事務局の説明ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なお質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様をお願いいたします。
- 川村委員 3番の川村でございます。今の案件で、この不耕作地を買い取って果樹というのか、果実とか栗と言われておりましたが、土山というところかなり柵がしっかりされている所があります、鮎河とか多いんですけど。この辺は猿の集団とかそういうのはいますねやろか。柵で入れへんようにしはるのか、そこらへんが聞きたかったところです。以上です。
- 事務局 現状としてまだ不耕作地ですので、獣害柵等の設置はされておられない状態です。獣害については、しっかり調査はできていないですけど、柿と栗を栽培するということで、譲受人さんの方で獣害がひどいようであれば柵を設置されると聞いておりますので、その旨報告させていただきます。
- 議 長 よろしいか。

川村委員 はい。

議長 他にご意見ございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号3番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

全員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第109号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第110号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、4条調書、整理番号1番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第110号をご説明申し上げます。議案書は4ページからとなります。
これは、権利の設定・移動のない農地転用の申請でございます。
今月の申請は3件で、申請者の住所・氏名・転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号1番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の3ページ、4ページ、土地利用計画は5ページとなります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから南方向約4.2キロメートルの市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模が概ね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、申請者の父親が昭和59年に農業用倉庫を建築されたものであり、申請者の実家から近く他に代替地となる土地がないことから、やむを得ないと判断されます。
転用理由及び概要について説明いたします。申請者は、農業用倉庫の増築を計画されていますが、既存農業用倉庫が建築されている土地が農地地目であったことが判明しましたため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、既存農業用倉庫の北側に新しく農業用倉庫を新設されます。雨水排水については敷地東側の道路側溝に放流されますため、周辺農地への影響はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得られております。事業に要する資金については、自己資金で賄われる予定で、申請者の残高証明書が添付されています。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号1番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。今事務局の方から詳しく説明をいただいたとおりでございますが、現地調査を4月29日に推進委員さん、それから申請者と一緒に行って説明を受けたところでございます。参考図の3ページにもございますように、当該地は三重県境に位置しております。今も説明がありましたように、現在ある農業用倉庫の横に増築されるということで、特に他の農地への影響はないと考えております。またご本人は農業をたいへん一生懸命取り組もうという意欲もございますし、許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号22番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 申請地につきましては、圃場整備された農地の区域外でありまして、農地利用の最適化推進には支障ないことを申し添えたいと思います。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしのお声をいただきましたので、整理番号1番についての採決をいたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号1番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号2番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号2番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の6ページ、7ページ、土地利用計画は8ページとなります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから北西方向約3.0キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請者は個人新規事業として、再生エネルギー事業を考えられており、自宅の庭が最適の場所であったため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、ほぼ現状の形状のまま、敷地面積750平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル96枚、パワーコンディショナー2台を設置し、

最大19.8キロワットの発電が可能として設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番につきましては、議席3番 川村委員から説明をお願いいたします。

担当農委 議席3番、川村でございます。ただ今の事務局の方から詳しい説明があったとおりでございます。私も農業委員といたしまして現地調査をいたしました。その内容といたしまして、ここの在所は特に7ページの所の周辺は畑も家も高い所にあったり、この場合は道沿いに申請地の下に家があるんですが、この裏側に縦に斜めの線が入ってます。そして、8ページの拡大図、この右の太陽光、ここがすごい斜面でございまして、常に草刈等でなんとか崩れないようにはされています。庭というか崖みたいなところですね。その上はかなり登るのですが、この上に今現在畑をしたり、なんとか維持管理をされているというふうな状況でございまして、現地を見ましたところ特に太陽光をしても周囲には影響ないし、上からの水も左側から下の道まできれいに排水の方も水路もございまして、特に問題はないと判断いたしました。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号29番 大谷推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 29番、大谷です。ただ今事務局そして川村委員さんから説明のありましたとおりでございます。周辺農地に対しての影響は何らございませんので申し添えます。併せまして川村委員さんから説明のありましたように、一部が急傾斜崩壊対策工事の法枠工の上に設置されるという部分もございまして、この件に対しましては、最終的には県および市の関係部署と協議されて、民事上何ら問題はない、所有者の意向が重要視されることとございましたので、問題ないということでございました。なお少し気になりましたので、今日開会までに市の建設部の方へ寄せてもらって聞かせていただきますと、やはり構造物に負荷がかかる可能性がある、また災害が起きた時の責任の所在が、という意見もございまして、少し危惧している意見もございましたので申し添えまして、推進委員といたしましては、周辺農地に影響ないのでどうぞご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。

異議がないということで、整理番号2番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号2番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号3番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、信楽地域市民センターから南西方向約2.1キロメートルの非線引都市計画区域内の用途区域外にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。当該地は昭和37年に滋賀県の企業誘致事業により造成されて工場が建てられた土地であり、昭和59年に申請者が工場を引き継がれました。今回、申請者が工場の建替を計画され土地を整理された際に、既存工場敷地内に農地が残存していることが判明しましたため、農地転用の申請を行われたものです。計画によりますと、現在と同様に工場敷地として利用されます。雨水排水については敷地内に側溝を設けられており、最終流末の道路側溝に放流されておりますため、周辺農地への影響はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。

整理番号3番につきましては、議席13番 寺田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 13番、寺田です。ただ今事務局の方より詳細に説明をいただきましたとおりであります。4月に山本推進委員さんとともに、こちらの工場敷地内を現地確認また案内を総務部長さんにしてもらい、説明を受けました。先ほどもありましたが、昭和37年に造成された時に、本来この土地に関しても申請されて転用されるはずでしたが、公図上ややこしい所であるということで、抜け落ちていたようです。今回、昨年ですけれど、自動車部品のニクロム線の工場を建て替え新築された時に申請を確認されたところ、農地が発見されたということです。50数年来工場敷地内として、もう既に使われていた土地で、周辺農地にも影響はないということで許可相当であると判断いたします。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号42番 山本推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

- 担当推委 42番、山本です。ただ今事務局ならびに寺田委員の説明がありましたとおりで、特段補足説明はございません。よろしくお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号3番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号3番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第110号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第111号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
最初に、5条調書、整理番号4番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第111号をご説明申し上げます。議案書は、6ページからとなります。
これは、所有権移転または賃貸借権等の設定を伴う、農地を農地以外に転用するものでございます。
今月の申請は6件で、譲受人、譲渡人の住所・氏名・転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。
整理番号4番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページであります。申請地は、甲賀市役所から北西方向約3.5キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は申請地の近隣に住んでおられますが、居住する敷地に駐車スペースがないため、他の空き地を駐車場として利用されておりました。今般、その土地の所有者が土地を利用されるため、別の土地を探しておりましたが、当該地以外に適地がなかったため譲渡人に相談されたところ折り合いが付き、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、盛土及び切土を行い、敷地西側及び東側から進入できるような形状として、碎石敷きの敷地とされます。また、191平方メートルの土地に普通自動車3台分の駐車スペースを確保されます。また、雨水は敷地内側溝を設けて道路側溝に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
整理番号4番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 12番、伴です。今、事務局の方から詳しく説明のあったとおりで、13ページの申請地の上、近所に自宅があるということで、その団地内は駐車スペースも少なく、隣は高台になってはいるのですが、そこを盛り土をして駐車場として使うというような形でございます。下には管理道路と圃場整備田等がある訳ですけれども、近隣の農地には影響がないということで、許可相当だと判断をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号4番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号4番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号5番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページであります。申請地は、甲賀市役所から北西方向約2.0キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。申請地は譲受人の自宅への進入路として長年利用されてきました。今般、譲受人の自宅近辺に新たな家を構えることとなり土地の調査をされていたところ、進入路が譲渡人名義の土地の地目が農地になっていることが判明しました。譲渡人に相談されたところ折り合いが付き、農地の所有権の移転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、現在と同様に進入路として利用されます。また、雨水は敷地内の自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号4番につきましては、議席12番 伴委員から説明をお願いいたします。

担当農委 12番、伴です。今、事務局から説明があったとおりで、この17ページの土地利用計画図の上に譲受人邸とあるのが譲受人の自宅で、長年進入路として使われておられます。ただこの譲受人邸の前に息子の家を新築したいという思いのなかで、その周辺を見るとまだ進入路が譲渡人のまま、田という地目になっていたということで、進入路の幅は変えずに家に入る道という形のなかで、譲渡人から売買によって購入されたということで、長年使用されてますので、なんら問題もなく許可相当だと考えます。よろしく願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号4番 筧推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 4番の筧です。私、ここの近くに住まわせていただいておりますけれども、区内でも進入路として使わせていただいております。管理もほぼそのような形でされている用地でありますので、この際、事情によってこのような事になっておりますけれども、現況そのままということで何ら周辺に影響はございませんので、許可よろしく願いしたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号5番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号6番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号6番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページであります。申請地は、甲賀市役所から南西方向約2.5キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積

の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は譲渡人の長男であり、長男夫婦の居住する敷地では駐車スペースが足りないため、農地の使用貸借権の設定についての申請を行われました。計画によりますと、盛土を行い砕石敷きの敷地とされます。また、135平方メートルの土地に普通自動車3台分の駐車スペースを確保されます。また、雨水は自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号6番につきましては、議席10番 倉田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 10番、倉田です。ただ今事務局から説明のあった議案について意見を申し述べます。現地を確認しましたところ、申請地は自宅区域の中にある畑で、自家用と見られる野菜類が作付けされていました。周りには他の農地がなく、転用による周囲への悪い影響はないと判断しました。また譲渡人と譲受人は同居する親子で農業法人を営み、大規模農地を耕作しているので、申請地を農地として利用する必要性は薄いと判断しました。また転用目的である駐車場利用について、現状では駐車スペースの確保に苦勞されており、新たな駐車スペースの確保はやむを得ないと判断しました。申請地以外に居宅に隣接する適地は見当たりませんでした。

以上から本申請の許可は妥当であると思いますので、よろしく審議決定くださるようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続いて、区域番号5番 清水推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 5番の清水でございます。本申請につきましては、ただ今事務局ならびに倉田委員さんからご説明いただいたとおりでございます。認定農業者ということで、機械等を持っておられますが、100馬力以上のかなり大きなもので、これぐらいの小さい土地になるとなかなかそれも入れられない。土地につきましては、昔から屋敷畑ということで家の近くで作っておられたのですが、近年大きな圃場等を栽培もされておられます。ですからここを人力で耕すというのはなかなか難しいところもございます。実は2、3年前にこのトラクターが盗難に遭っておられまして、できたら中長期的に使わない場合は家の近くへ持ってきて停めたいと思っておられるようでございますので、私としても支障はないと思っておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号6番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号6番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号7番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号7番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページであります。申請地は、土山地域市民センターから北西方向約200メートルの非線引都市計画区域内にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

　転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は社会福祉事業を営んでおり、申請地の北側に特別養護老人ホームであるエーデル土山があります。今般、高齢者の増加に伴い待機待ちの高齢者も増加しており、既存施設だけでは解消できないため、申請地に新たな地域密着型特別養護老人ホームを建築されるため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、盛土及び切土を行い舗装され、地域密着型特別養護老人ホームを建築されます。なお、入居者の最大受入数は29名であり、エーデル土山の入居者数は66名であります。また、雨水は敷地内に擁壁及び側溝を設けて道路側溝に放流し処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、本件は都市計画法第29条に基づく開発申請が行われていますので、開発許可と同日付で許可書を発行します。以上でございます。

議長 　ありがとうございました。
整理番号7番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 　それでは、今審議されます5条調書7番について説明させていただきます。近年どこの福祉施設においても入所希望者が多く、待機しておられる方が多くおられることはみなさんご承知のとおりでございます。したがって、待機待ち解消のために施設を増築されるのであります。当該地は現施設の南側に位置し、場所としては最適地であります。4筆すべて現在耕作地であります。地権者の方々の好意的にご協力をいただいているようでございます。また当該地は都市計画区域でございます。開発許可を同時に申請されます。地元農業改良組合長さん、隣地の地権者の方々のご承諾もいただいております。推進委員さんとともに私も現地を確認し、詳細に説明を受け、事業の目的と計画を鑑み、許可相当と判断をいたしました。どうかよろしくご審議をいただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読説明をお願いします。

事務局 綾戸推進委員の意見書について、朗読させていただきます。
当案件4筆は譲渡人がどちらも遠方で、以前より不耕作地となっており、今後の管理に困っていたところ、22ページの地図を参照いただければわかるように譲受人が事業拡大に向けて土地を探していたところ、道を挟んで南側に最適な土地があることがわかり、両者合意のうえ売買に至りました。遊休農地の解消にもつながり、うれしい話であることをご報告申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号7番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号7番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号8番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号8番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページであります。申請地は、甲賀大原地域市民センターから北東方向約2.5キロメートルの市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模が概ね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると思われる場合は許可ができないこととなっております。本申請においては、譲受人が事業用地の選定を行われましたが、他の候補地では転用できる見込みがなく他に代替地となる土地がないことから、やむを得ないと判断されました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられたところ、周辺に民家がなく、日当たりが良い適地と判断されたため、譲渡人と賃貸借権で合意されたものです。計画によりますと、盛土及び切土を行い、敷地面積995平方メートルの土地に南側に向け太陽光パネル288枚、パワーコンディショナー9台を設置し、49.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地内の自然浸透排水に

より処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の金銭消費貸借契約証書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号8番につきましては、議席4番 西田委員から説明をお願いいたします。

担当農委 4番、西田です。この土地につきましては、今事務局から説明していただいたとおりですけれども、当初3月11日に現地確認および説明を受けたのですが、ここは大原土地改良区の貯水池の受益地ですので除外申請をしてほしいということでお返しいたしました。再度提出していただきました。5月12日に現地確認に行かせてもらいました。この譲渡人の方ですけれども、ご高齢で草刈がとてもできないということで、他の人に頼んで草刈もしてもらっていたけれど、草刈をしなくてすみ、助かっているとおっしゃっておられましたので申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号8番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号8番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の27ページ、28ページ、土地利用計画は29ページであります。申請地は、甲南第一地域市民センターから南西方向約1.8キロメートルの市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は現在アパートに住まいですが、子どもが成長し手狭になったことから新たな土地を探しておられました。実家近くで譲渡人が土地を所有されていたため相談されたところ折り合いが付き、農地の所有権の移

転について合意されましたため、売買による所有権移転申請を行われました。計画によりますと、盛土及び切土を行い、木造平屋建ての一般住宅を建築されます。また、雨水は敷地内に側溝を設けて排水路、河川に放流し処理され、生活排水は公共下水へと接続されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、借入金により賄われる予定で、申請書には金融機関の住宅ローンの通知が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、本件は都市計画法第29条に基づく開発申請が行われていますので、開発許可と同日付で許可書を発行します。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
整理番号9番につきましては、議席17番 服部委員から説明をお願いいたします。

担当農委 17番、服部です。ただ今の事務局の説明のとおりですが、少し補足させていただきます。譲受人は現在地区外のアパートに住んでおられますが、将来は両親の近くで家を持ちたいと考えていましたところ、実家のすぐ近くにあります不耕作地の所有者の方々と折り合いがつかしましたので、今回の申請に至ったということです。この土地は河川改修されました平成の始めの頃からの不耕作地で、川と道に挟まれた所で、何ら影響のない土地ですので許可相当と判断させていただきました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて、区域番号33番 片山推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 33番の片山です。事務局ならびに服部委員からのご説明のとおりでございます。私もこの場所を見に行き、その場で推進委員の印鑑を押さしてもらいました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
整理番号9番につきまして採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号9番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第111号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第112号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

なお、議席3番 川村委員におかれましては「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【川村委員 退席】

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第112号をご説明申し上げます。議案書は、9ページからとなります。

農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法により作成し、これを公告することにより使用収益権としての利用権設定等の効果を発生させるものでございます。

今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は7件でございます。借手、貸手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。10ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。この集積書は利用権設定の明細を集計したものです。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数6名、借り手は実人数5名、面積は20,273平方メートルとなります。また、借り手・買い手の経営状況につきましては、13ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしとのお声をいただきましたので、議案112号につきまして採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第112号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。

それでは、川村委員の入室、着席を求めます。

【川村委員 入室・着席】

議長 続きまして、議案第113号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第113号について説明申し上げます。議案書は14ページから25ページとなります。これは、農業委員会等に関する法律により規定されているもので、毎年6月末までにホームページ等により公表しなければならないこととされています。

内容につきまして説明させていただきます。議案書の15ページをご覧ください。平成30年度の点検・評価に関する内容です。こちらは平成30年4月1日の状況です。次に16ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」について、1に現状及び課題を記載しております。2は平成30年度の目標及び実績、3は目標の達成に向けた活動について記載しております。4の評価については、2での達成率が92.31%でしたので、「未達成」としてしております。次に17ページをご覧ください。

「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について、1に過去3年分の実績を記載しております。2は平成30年度の目標および実績、3は目標の達成に向けた活動について記載しております。4の評価については、6経営体の参入があり、目標面積にも達したため、ともに「達成」としてしております。次に18ページをご覧ください。

「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」について、1に現状及び課題、2に目標及び実績、3で目標の達成に向けた活動を記載しており、4の評価は達成率が18.00%のため「未達成」としてしております。次に19ページをご覧ください。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」について、委員の皆様の農地パトロール等による活動の結果、平成30年度末で、違反転用の事案を1件確認しております。この件については現在、口頭指導を行っております。違反転用面積は、昨年度と比較し増加していることから、評価を「未達成」としてしております。引き続き、違反転用防止のため、農業者等への周知に努めるとともに、徹底した農地パトロールによる監視力強化の必要があります。続いて、20ページから22ページにつきましては、平成30年度の届出等の事務に関する状況を記載しております。

続きまして、23ページからは、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の内容を記載しております。23ページは平成31年4月1日現在の状況です。次に、24ページをご覧ください。「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」については、甲賀市農業委員会の『農地等の利用の最適化の推進に関する指針』に基づき目標を定めており、今年度の新規の集積面積の目標は525ヘクタールです。次に24ページ中ほど、「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」は、最適化指針に基づく目標達成はしておりますが、現状、新規就農者に対して給付や研修による支援があるものの、志半ばでの離農も見られることから、今年度も引き続き新規参入を目標に掲げ、1経営体、面積1ヘクタールとしています。次に25ページをご覧ください。「Ⅳ 遊休農地に関する措置」について、こちらも最適化指針に基づき、解消面積の目標を110ヘクタールとしており、農業委員と推進委員の皆様の協力をいただき、取り組んでいただく計画としています。次に、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」は、昨年度に違反転用の事例も確認しましたので、違反転用防止のため農業者等への周知に努めるとともに、徹底した農地パトロールによる監視力強化の必要性を記載しました。以上の内容につきまして、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今、事務局から説明いただきました件について、ご質問あるいはご意見がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしとのお声をいただきました。
議案第113号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第113号につきましては、原案のとおり可決し、「目標及びその達成に向けた活動計画」に基づき、今年度の農業委員会の活動を行うことといたします。委員の皆様方のさらなるご協力をよろしくお願い申し上げます。
議案第113号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。
最初に、「報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 報告いたします。お手元の調書は、26ページからとなります。届出地は参考図の30ページから35ページとなります。農地法第5条の届出は、市街化区域において所有権移転、または賃貸借権等の設定を伴う、農地転用の届出でございます。届出地は参考図の30ページから34ページとなります。

今月の届出は4件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、26ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、分譲宅地が2件、駐車場が1件、一般住宅が1件であります。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号、200平方メートル未満の農業用施設につきまして報告いたします。届出地は参考図の35ページとなります。これは、農地法第4条第1項第8号の規定により、所有農地を200平方メートル未満で自己の農業用施設へ転用する届出でございます。

今月の届出は1件で、届出人の住所・氏名、土地の所在等につきましては、27ページの調書のとおりです。以上でございます。

議長 ありがとうございます。
報告案件は以上であります。特にご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

なお、大変お忙しい中、推進委員さんにおかれましてはご苦勞様でした。ここでご退席いただいても結構ですが、せっかくお忙しい中出席していただいておりますので、何かありましたらご意見いただきたいと思っておりますがいかがですか。

特にご意見もないようですので、ここで一旦休憩を取りたいと思います。再開はこの時計で15時30分といたします。

ご退席いただく推進委員さんにおかれましては、本日は大変ご苦勞様でした。今後ともよろしく願いいたします。

【休憩】

- 議長 それでは会議を再開します。
これより報告事項に入ります。
最初に、**報告事項1の「会長報告事項」**について、私より報告いたします。
- 会長 ・甲賀地域農業センター運営委員会の結果について
・滋賀県都市農業委員会連絡協議会第1回会長会の結果について
・全国農業委員会会長大会の結果について
- 議長 続きまして、**報告事項2の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。
- 副会長 ・委員農地パトロールについて
- 議長 続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、お願いいたします。
- 山下委員 ・第1回広報編集委員会の結果について
・第2回広報編集委員会の開催について
- 議長 続きまして、**報告事項4の「女性農業委員報告事項」**について、お願いいたします。
- 葛原委員 ・滋賀県女性農業者交流会の結果について
- 議長 続きまして、**報告事項5の「事務局報告事項」**についてお願いします。
- 事務局 ・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」に対する回答について
・農業経営基盤強化促進法の規定による利用権の下限面積設定について
・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について
・農事（農業）改良組合長名簿の配布について
・農地法の規定による下限面積検討委員会の委員選任について
・農地利用最適化推進委員会及び地域ブロック会議の開催について
・第24回総会について
- 議長 ありがとうございます。報告事項は以上です。
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 議長 特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。

ご審議いただき、ありがとうございました。

事務局長 それでは、閉会にあたり田畑副会長がご挨拶申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議 長

議事録署名人

議事録署名人
